

パブリック・コメント制度による

「第二次富士市教育振興基本計画（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和3年11月1日（月）～令和3年12月1日（水）
- 意見の提出方法
 - 直接の場合 富士市役所7階 教育総務課へ
 - 郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市教育委員会教育総務課あて
 - FAXの場合 0545-53-8584
 - Eメールの場合 kyouiku@div.city.fuji.shizuoka.jp
 - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「第二次富士市教育振興基本計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和3年11月

富士市 教育委員会 教育総務課

第二次富士市教育振興基本計画

(案)

(令和4年4月～令和14年3月)
2022年4月～2032年3月

富士市・富士市教育委員会

目次

第1部 基本計画（令和4年度～令和13年度）

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間と進行管理

第2章 「ふじの教育」の基本理念 4

- 1 「ふじの教育」基本目標
- 2 目指す「ふじの人」
- 3 「ふじの教育」基本方針
- 4 計画の体系イメージ

第3章 教育の現状と取り組むべき課題 11

- 1 教育の現状と取り組むべき課題

第2部 実施計画（令和4年度～令和8年度）

第1章 計画の基本施策 13

- 1 計画の施策体系
- 2 施策について
 - 方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進
 - 方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育
 - 方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成
- 3 施策と指標一覧

第2章 各種計画との連携 56

- 1 主な関連計画

第 1 部 基本計画

(令和 4 年度～令和 13 年度)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方教育団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」に基づき、本市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すため、教育全般に係る総括的な基本計画として策定するものです。

本市では、令和4年度から、市政運営の礎となる第六次富士市総合計画がスタートし、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまち、富士山とともに輝く未来を拓くまちを築いていけるよう、施策を推進してまいります。

新たな教育振興基本計画においても、これまでの教育振興基本計画での積み上げを十分に生かしつつ、第六次富士市総合計画との整合性を図りながら、これからの教育環境に対応できる計画を策定してまいります。

今日の学校教育を取り巻く環境は、急速な情報化やAI技術の飛躍的な発展、新学習指導要領の実施、少子化による児童生徒数の減少、世界規模で拡大するコロナ禍での教育の機会確保、災害に対応した防災教育の推進など、大きく変化しています。さらに、いじめ問題や教職員の働き方改革、学校施設の老朽化等の継続的な課題も山積みです。

このような中、学校教育では、子どもたちが「学んだことを人生や社会に生かそうとする力」「実際の社会や生活で生きて働く力」「未知の状況にも対応できる力」を身につけ、社会に出てからも生かせるような教育の実現が求められています。

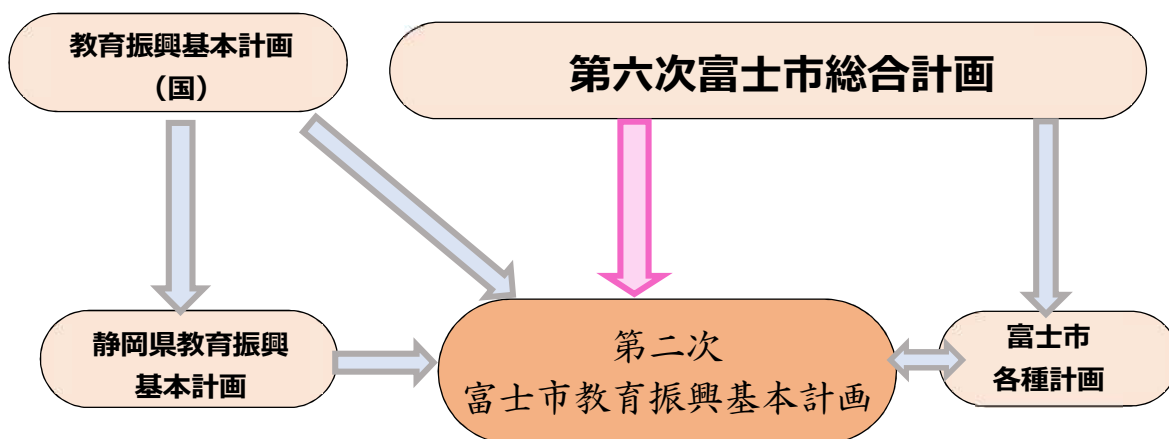
また、人生百年時代を迎え、一人ひとりが活躍し豊かに生きていくことができるよう、生涯にわたる学習や能力向上が必要と考えられています。

本市においては、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくための指針として、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第六次富士市総合計画」の第2章「次代を担うひとを育むまち」のうち、学校教育や社会教育の分野を具体的、系統的に示したもので、総合計画の部門的計画として位置づけられます。そして、教育基本法第17条に規定されているとおり、国の教育振興基本計画*¹及び県の教育振興基本計画*²とも整合性をもたせることによって、それぞれの計画を連携・強化していきます。

また、教育に関わる「第二次富士市子ども・若者育成支援計画」「第二期富士市子ども・子育て支援事業計画」など、本市の各種計画と連携を図っていくことにより、本計画の理念をより広い範囲に浸透していくとともに、各種計画との横の連携を深めることによって、本計画の施策の中でも実現できるよう目指してまいります。



*1 国の教育振興基本計画…教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。第3期教育振興基本計画は、計画期間を2018年から2022年度までとし、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」や「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」など、5つの基本の方針を掲げている。

*2 県の教育振興基本計画…教育基本法（平成18年法律第120号）第17条に基づき、知事部局と教育委員会が連携して、静岡県が4年間（2018～2021）に取り組む教育の主要施策をまとめた計画。県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本理念とし、施策を推進している。

3 計画の期間と進行管理

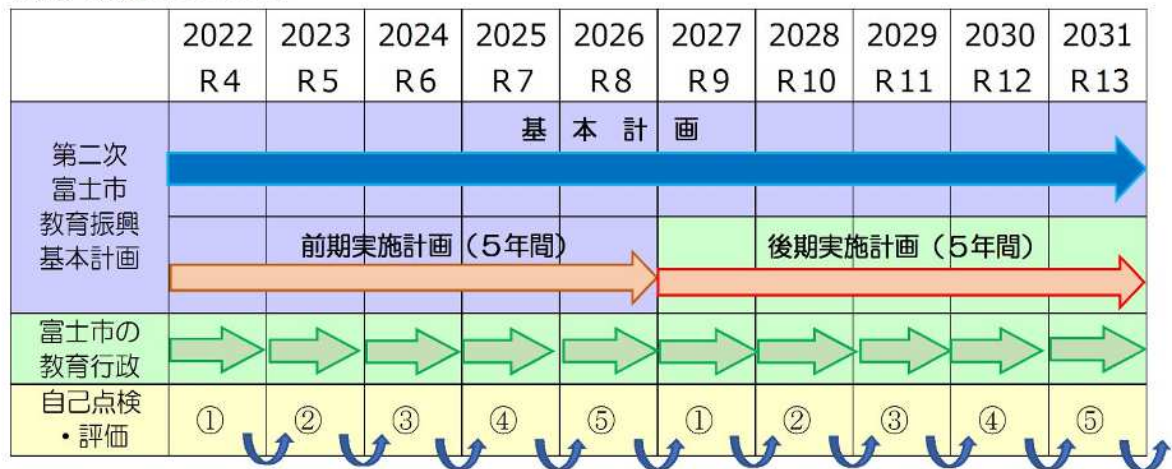
これまでの教育振興基本計画は、第五次富士市総合計画の実施期間に合わせて、平成23年度から平成32年度の10年間を見据えた計画として策定しました。第二次となる本計画も、基本計画（第Ⅰ部）を令和4年度から令和13年度までの10年間を見据えた計画とし、実施計画（第Ⅱ部）については、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします。

そして、令和8年度には、計画の進捗状況やその時点での学校や地域の実態、社会情勢や教育を取り巻く環境、国や県の動向などを踏まえ、実施計画を見直し、令和9年度から13年度までの後期計画を策定します。

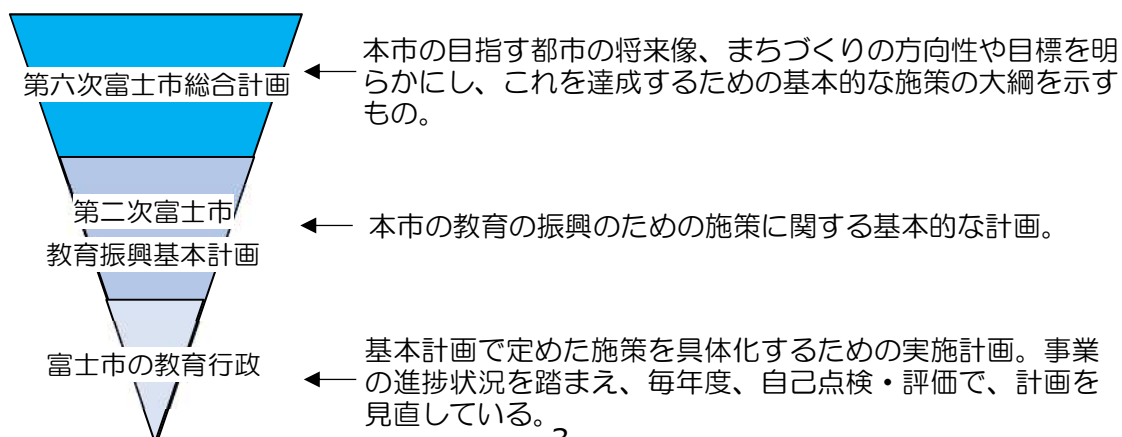
本計画に基づき、予算を反映させた詳細な単年度の計画である「富士市の教育行政一方針と施策一」を、年度当初に策定していきます。また、教育委員会の自己点検・評価の結果を活用し、本計画の進捗状況を把握し、改善に努めていきます。

なお、事業の進捗状況などを踏まえ、目標や予算は、「富士市の教育行政」で見直し、再度設定を行うこととします。

【構成の期間とPDCA】



【計画の相互関係】



第2章 「ふじの教育」の基本理念

1 「ふじの教育」基本目標

令和4年度からの10年間を計画期間とする「第六次富士市総合計画」では、私たちの暮らしとともにある富士山に見守られながら、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築いていくため、本市のめざす都市像を「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」とします。

本市のめざす都市像を踏まえ、未来を拓くまちづくりに寄与する人材を育てるため、「ふじの教育」の基本目標を次のように定めます。

「ふじの教育」基本目標

あす ひら
明日を拓く 輝く 「ふじの人」づくり

令和の時代を迎え、人口減少や少子高齢化に伴う社会構造の変化、技術革新やグローバル化のさらなる進展により、予測困難で複雑な社会変化への対応が求められる時代となっています。

国が提唱する Society5.0^{*3}と呼ばれる目指すべき未来社会では、今までにない新たな価値を生み出すことで、様々な課題や困難を克服することが期待されています。このような世の中では、多様な人々と協働して困難な課題の解決を図り、自らが社会と主体的に関わることで、未来を切り拓く力が求められます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）^{*4}では、「誰一人取り残さない」社会を目指しています。市民一人ひとりがいきいきと輝けるまちを築くために、生涯にわたって地域総がかりで学びを深めることができる環境づくりが必要です。

このような社会の中においても、新しい未来、輝く明日を自ら創り出し、輝いている人、そんな「ふじの人」を育成することが、「ふじの教育」の目標であります。

生涯を通じた学びにより、個性を尊重し、多様な生き方や価値観を認め、人とのつながりを大切にして、より良い社会、持続可能な社会の創り手を育成します。

***3 Society 5.0**…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

***4 持続可能な開発目標**（Sustainable Development Goals：SDGs）…2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030年を期限とする17の国際社会全体の開発目標のこと。「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされており、社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されている。

2 目指す「ふじの人」

本市には、世界文化遺産である富士山の麓に住む市民が、朝に夕に仰ぎ見る富士の姿に学び、住みよい郷土をつくっていくための指針として、昭和58年11月1日に制定された富士市民憲章があります。

前文と5つの条文から成り、前文には全体の理念を、条文では「福祉助け合い」「自然保護・環境美化」「教育文化」「勤労・家庭健康」「公德心・平和安全」の5つの条文からなり、市民としてあるべき行動目標を盛り込んでいます。

市主催の行事では、市民憲章の唱和が行われるなど市民にも親しまれており、まちづくりの指針を表した市民憲章は、“まちづくりは人づくり”の言葉のように、人づくりにも通じています。

教育委員会では、この富士市民憲章の精神を生かしながら、本市の教育の基本理念として、今後10年間の目指す「ふじの人」を次のように描いていきます。

明日におかっ

- 思いやりの心を持ち 共助しあえる人 (共助)
- 自然や社会環境を大切にす
- 広い視野を持ち 学び続ける人 (学び)
- 仕事に励み 健やかな生活を送る人 (健康)
- 平和で安全安心な社会を創ろうと行動する人 (平和)

【参考資料】富士市民憲章

富士に生きるわたくしたちは、歴史と伝統をうけつぎ、明日にむかって、豊かな産業と文化のまちづくりをすすめるため、

1. 富士山のように 広く 思いやりの心を持ち たがいに助け合います
1. 富士山のように 美しく 自然を愛し きれいな環境をつくりま
1. 富士山のように 高く 教養を深め 視野のひろい市民となります
1. 富士山のように たくましく 働くよろこびをもち 健康な家庭をつくりま
1. 富士山のように 強く 正しく きまりを守り 平和で安全な社会をつくりま

○思いやりの心を持ち 共助しあえる人

思いやりや共助の心とは、人とのかかわりを大切にする精神です。人は、様々な人からたくさんの愛情を受けることで、親や家族、友達、地域の人たちを信頼し、思いやる心を育み、助け合い、協働していきます。そして社会や地域に貢献する人に育ちます。

人とつながり、様々な考え方に触れ、新たな価値を見出していくことは、この多様な社会を生きていくうえで重要なことです。生涯を通じた学びにおいても、仲間と交流したり、自分が学んだことを社会や他者の幸福のために活用したりすることが大切になってきています。主体的に協働し、地域貢献する市民を支え、共助の心を育みます。

○自然や社会環境を大切にする人

世界文化遺産富士山の麓に位置する本市は、富士山からの豊かな水の恵みを受け、工業を中心として産業が発展してきたことから、美しい環境と豊かな生態系を維持することはとても大切です。動植物や四季折々の富士山の景色に触れ、様々な自然体験を重ねながら、美しい環境を次世代につなげることのできる人を育てます。

また、環境問題の解決は、持続可能な開発目標（SDGs）においても重要な位置を占めています。地球温暖化、異常気象、自然災害など、地球規模から身近な地域までの環境問題を主体的に考え、行動していかなければなりません。学校教育や社会教育を通じて、市民が持続可能な社会を維持するために環境を大切にする心を育てます。

○広い視野を持ち 学び続ける人

学びを深め、様々な文化に触れることは、人間形成の核となることです。子どもは、常に好奇心をもって事物に働きかけ、多くのことを理解し、学ぶ楽しさを味わうようになります。また、様々なものやこととの出会いをきっかけに夢や希望をもち、それに向かって学んでいく中で、視野が広がり、自己肯定感が育まれます。

社会に出ても、仕事や趣味の中で目標をもって学び続け、それぞれの分野で自信を深めていきます。生涯を通じた学びにより培われた知識や技能を、社会や地域に還元し、次世代につなげることのできる人を育てます。

地域コミュニティの維持・活性化に貢献し、地域社会の一員としての社会参画のため、社会変化に対応した学習機会を提供する重要性が、更に高まっています。市民が主体的に学び、「いつでも、どこでも、何度でも」学べる環境を整えていきます。

○仕事に励み 健やかな生活を送る人

社会に生きるすべての人にとって、互いの人格を尊重し支え合いながら、社会で自らの役割と責任を果たし働くことや、地域に貢献し生き生きと活躍していくことが重要です。また、社会の中で生きる喜びを感じ、前向きに生活するためには、身体の健康も大切です。子どもは、身体を動かす楽しさや仲間と運動する楽しさを味わいながら成長し、心身ともに健康な大人になっていきます。そして、高齢社会の今、生涯にわたってスポーツに親しむことや適切な食生活を心がけることは、健やかな生活を送るうえでも重要です。

家庭・職場・地域等の社会のなかで自分の役割を持ち、心身ともに健康を意識して仕事や生活を送ることで、豊かな人生を過ごすことができます。

○平和で安全安心な社会を創ろうと行動する人

誰もがルールを守り、安心して暮らすことのできる社会づくりは、市民にとって最も重要なことです。子どもたちの遊びの中でもルールがあり、それぞれが約束やルールを守ることによって、お互いの信頼関係が生まれ、社会生活が成り立ちます。一人ひとりがしっかりと規範意識を持つことで、基本的な生活習慣が身についた家庭、安全・安心な学校や地域が形成されていきます。平和で安全な社会を維持し、次世代に伝えていくことのできる人を育てます。

そのため、社会全体に関心を持ち、自らの判断や行動が、安全で安心な社会、平和な社会を創るという意識づくりが重要です。多様性が尊重され、一人ひとりの人権を守ることが大切にされる今だからこそ、常にルールやマナーを意識し、守ることの重要性を経験することが大切です。その主体的に考え行動した経験を積み重ねることによって、社会の一員として自覚し、平和で安全・安心な社会の醸成につながります。

3 「ふじの教育」基本方針

目指す「ふじの人」を育成するために、次の基本方針を定めて「ふじの教育」を進めていきます。

「ふじの教育」基本方針

一緒に学ぶ 一生学ぶ

教育にとって大切なことは、自ら問いを持ち、主体的に判断し、多様な人たちと協働しながら新たな価値や技術を創造する力を育み、自らの人生をたくましく切り拓いていく力を育てていくことです。この力を育むためには、主体的に学びに向かう力を備え、人生の各ステージに応じて、多様な人々と交流して様々な立場や考え方があることを学び、互いの良さや違いを認め合う態度を育成することが重要です。そして、自分と社会との関わりを見つめ、自己の役割や責任を果たす態度を醸成することが肝要です。

これからも、学校、家庭、地域など社会全体の**横の連携（一緒に学ぶ）**を推進するため、関係するそれぞれが連携を深め、教育効果がより向上するような環境づくりに努めます。

また、学びは、学校教育のみで完結するのではなく、生涯を通して学び続けることで、より一層深い学びとなります。Society5.0を迎える今、社会の変化に対応した学習機会の提供が、更に重要になります。すべての市民が主体的に「いつでも、どこでも、何度でも」学び続けることができる**縦の接続（一生学ぶ）**を整え、生涯にわたって楽しく学ぶ環境をつくれます。

4 計画の体系イメージ

富士市のめざす都市像（第六次富士市総合計画）

富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ

「ふじの教育」基本目標（第二次富士市教育振興基本計画）

あす ひら
明日を拓く 輝く「ふじの人」づくり

目指す「ふじの人」 富士市民憲章の精神をもとに、目指す「ふじの人」を次のように定めます

明日にむかって

- 思いやりの心もち 共助しあえる人 (共助)
- 自然や社会環境を大切に作る人 (環境)
- 広い視野もち 学び続ける人 (学び)
- 仕事に励み 健やかな生活を送る人 (健康)
- 平和で安全安心な社会を創ろうと行動する人 (平和)

「ふじの教育」基本方針 目指す「ふじの人」を育成するために、基本方針を次のように定めます

一緒に学ぶ 一生学ぶ

学校、家庭、地域など社会全体の横の連携を推進し（一緒に学ぶ）、すべての市民が主体的に「いつでも、どこでも、何度でも」学び続けることができる縦の接続（一生学ぶ）を整え、生涯にわたって楽しく学ぶ環境をつくれます。

教育振興の基本施策 具体的な施策を次のように定めます

3つの施策方針のもと、12の施策の柱と32の具体的な施策を体系的に位置付けます。

第3章 教育の現状と取り組むべき課題

1 教育の現状と取り組むべき課題

○社会を生き抜く力の育成

自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成が教育の目指すべき姿であり、新学習指導要領の趣旨である子どもたちに社会を生き抜く力を育成する教育の実現が求められています。

○新たな知識と技術への対応

情報化の推進により、Society5.0が到来します。新しい時代に対応した、ICT（情報通信技術）の利活用をはじめとする情報社会に対応する技術が、児童生徒や教職員にも必要となります。新たな知識や技術の活用などが求められるようになり、質の高い教職員の育成が不可欠となっています。

○学校・教職員の役割の多様化

多様化するニーズや個々の子どもたちに応じたきめ細かな対応が求められており、学校・教職員に求められる役割が増大しています。子どもに寄り添った指導を行っていくとともに、一方で、教職員の役割が多様化し負担が増してきていることから、新たな働き方への対応が必要となります。

○環境整備と教育の質の向上

将来的な児童生徒数の減少や学校の小規模化が加速しています。小中一貫教育等を前提とした、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図ることが、これまで以上に重要であると考えます。

○安全・安心な環境の確保

子どもたちの安全・安心な環境の確保のために、家庭・学校・地域の連携による社会総がかりで児童生徒を育てていくことが、より一層必要となっています。

○個々の状況に応じた支援

困難さを抱えている児童生徒や青少年について、個々に応じた適切な支援がますます必要となっています。学びの場や居場所の確保、社会的自立に向け、すべての子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるような取組が求められています。

○魅力あふれる市立高校

急激に変革している今の時代は、社会を生き抜く力が今まで以上に重要となってきました。市立高校においても、学校・地域が連携協力した教育環境の充実を図り、未来を切り拓くことのできる生徒を育成するとともに、情報化など時代の変化に対応し、少子化が進む中においても、選ばれる学校として持続可能な学校経営が求められています。

○生涯にわたる学びの推進

持続的な社会を維持する構成員として市民が活躍し続けることが重要になっています。社会参画、地域コミュニティの維持・活性化への貢献等、社会変化に対応した学習機会の提供の重要性が、更に高まっています。また、情報社会に対応した学びも求められています。

○文化・スポーツの推進

文化・スポーツ活動等を通じて、全ての市民が活躍し続けるためにも、生涯にわたって学び続けることが大切です。ライフステージに応じて、必要な知識技能を身につけ、生涯にわたって学びつづける環境づくりが求められています。

第 2 部 実施計画

(令和 4 年度～令和 8 年度)

第1章 計画の基本施策

1 計画の施策体系 (施策の方針－施策の柱－各施策)

方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

1 新たな時代に対応する取組の推進

- ① Society5.0 に対応する教育の充実
- ② 学びの連続性を意識した教育の推進
- ③ 地域とともにある学校づくり

2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実

- ① SDGs 達成に向けた取組の推進
- ② 特別支援教育の充実
- ③ 外国人等の児童生徒への支援
- ④ 学びのセーフティネットの充実

3 安全・安心で充実した教育環境の提供

- ① 安全・安心な学校施設整備の充実
- ② より良い教育環境の維持・整備

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

1 豊かな心の育成

- ① 個性を尊重する人間関係づくり
- ② 人権感覚の醸成と道徳的実践力の育成

2 確かな学力の向上

- ① 主体的に学ぶに向かう力の育成
- ② 習得、活用、探究による学びの深化

3 健やかな体づくり

- ① 生活習慣を整えられる子どもの育成
- ② スポーツを楽しむ子どもの育成
- ③ 自ら命と体を守るための安全教育の充実

4 頼もしい教職員の育成

- ①教職員の資質・能力の向上
- ②学び続ける機会の充実
- ③効果的な教育活動のための働き方改革の推進

5 未来を切り拓く生徒を育成する市立高校

- ①探究する精神と姿勢を育む教育活動の推進
- ②生徒の夢実現への支援と充実
- ③地域ネットワークを活用した教育活動及び学校運営の推進

方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

1 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進

- ①生涯を通じた学びの場の充実
- ②地域ぐるみの社会教育の推進
- ③新たな時代を生き抜く次世代の育成

2 市民の学びの場である図書館の充実

- ①生涯にわたる読書習慣の推進
- ②本・人・地域をつなぐ人材育成

3 ころ豊かな市民文化の創造

- ①芸術文化の振興
- ②文化財の保存と活用
- ③学びの場である博物館の充実

4 生涯スポーツの推進

- ①する・みるスポーツの推進
- ②スポーツをささえる人材や団体の充実

二本計画の見方

本計画は、3つの方針を定めています。

方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

1 新たな時代に対応する取組の推進

現在の富士市における、現状と課題について記載しました。

3つの方針を実現するため、施策の柱を定めています。

方針1は3つの柱
方針2は5つの柱
方針3は4つの柱

■現状と課題

- 情報化社会の急激な進展に伴い、児童生徒に対する情報教育の充実が求められています。
- 予測困難で変化の激しい時代に対応するため、GIGAスクール構想の実現が求められています。
- 小一プロブレム^{※6}、中一ギャップ^{※7}等の成長に伴う課題が鮮明になり、幼児教育を含め、学びの連続性を意識した教育の推進が急務となっています。
- 子どもたちの活動が、よりよい社会づくりにつながることを価値づけるために、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」が、今まで以上に重要となっています。

■今後の方向性

- 教育環境が大きく変化する中、新たな時代に対応すべき施策を、スピード感を持って実施します。
- 国の提唱する Society 5.0 に対応するため、GIGA スクール構想の実現や ICT 機器^{※8}が利用できる教育環境の充実を図ります。
- 全小中学校において小中連携教育^{※9}を推進するとともに、幼児教育からの学びのつながりを意識した園小中連携^{※10}の施策を進めることで、子どもの成長を連続的系統的に支えます。
- 学校運営協議会^{※11}等を生かした学校運営を推進するとともに、保護者や地域とともにある学校づくりを進めます。

現状と課題から検討した、これからの5年間の方向性を示しています。現状と課題に対応しています。

※5 GIGA スクール構想…児童生徒1人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるための構想。

※6 小一プロブレム…学校1年生の児童が学校生活に適応できないために起こす問題行動。また、こうした不適応状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることを指す場合もある。小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が一変する段差を乗り越えられないために起こる問題とされる。

※7 中一ギャップ…中学校へ進学する年代の頃に、思春期を迎えることも相まって、新しい環境になじめず、学校の授業についていけなくなったり、不登校、いじめなどが起きたりする現れの総称。

※8 ICT 機器…Information and Communication Technology 情報通信技術の略。インターネットやネットワークで提示したりするためのコンピュータや大型提示装置。タブレットやプロジェクタ

文中にある※注釈についての説明です。

■ 施策

それぞれの柱につながる施策の内容を示してあります。

① Society5.0 に対応する教育の充実

GIGA スクール構想を核として、ICT 機器の整備と教育活動への活用を進めます。児童生徒が様々な場面で ICT 機器を活用し、より一層学びの質が高まるよう、また、教職員が機器を活用し効果的な教育活動ができるよう、活用は施策における取組です。

◎は指標に関する取組の名称・内容です。

◎多様なニーズに対応した情報教育研修会の充実（必須研修・要請訪問・アフター5研修等）

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
教員の ICT 活用指導力の状況において、「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	60.2%	100%
算出方法：「学校における教育の情報化の実況」に関する調査		

《その他の取組》

ICT 支援員^{※12}による授業支援、民間企業との連携による

施策における指標です。新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度を現状値とし、令和8年度の目標値を定めてあります。あくまでも、施策を表す取組の一つからなる指標です。

② 学びの連続性を意識した教育の推進

幼児教育から小中学校にかけて、学びの連続性を意識した教育の推進。全中学校区において、各学校区の特色にあった小中一貫教育

◎教職員同士の協働による、連続性や系統性のある学習支援や生徒支援の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
小中を一貫した教育活動が、子どものよりよい学びと生活につながっていると感じる連携推進員 ^{※13} の割合	—	100%
算出方法：連携推進員へのアンケート調査		

《その他の取組》

子どもの交流活動の実施、小中合同行事の実施、地域の特色を生かした教育活動の実施、連携推進員研修会の充実、富士川第二小学校・富士川第二中学校における施設一体型小中一貫教育の実施及び研究、園小連携によるアプローチカリキュラム^{※14}・スタートカリキュラム^{※15}実施の推進

施策における取組です。指標とする取組ではありませんが、各施策の具体的事業です。

2 施策について

方針 1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

1 新たな時代に対応する取組の推進

■現状と課題

- 情報化社会の急激な進展に伴い、児童生徒に対する情報教育の重要性が増加しています。
- 予測困難で変化の激しい時代に対応するため、GIGA スクール構想^{※5}の実現に向けた取組が求められています。
- 小一プロブレム^{※6}、中一ギャップ^{※7}等の成長に伴う課題が鮮明になり、幼児教育を含め、学びの連続性を意識した教育の推進が急務となっています。
- 子どもたちの活動が、よりよい社会づくりにつながることを価値づけるために、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」が、今まで以上に重要となっています。

■今後の方向性

- 教育環境が大きく変化する中、新たな時代に対応すべき施策を、スピード感を持って実施します。
- 国の提唱する Society5.0 に対応するため、GIGA スクール構想の実現や ICT 機器^{※8}が利用できる教育環境の充実を図ります。
- 全小中学校において小中一貫教育^{※9}を推進するとともに、幼児教育からの学びのつながりを意識した園小中連携^{※10}の施策を進めることで、子どもの成長を連続的系統的に支えます。
- 学校運営協議会^{※11}等を生かした学校運営を推進するとともに、保護者や地域とともにある学校づくりを進めます。

※5 GIGA スクール構想…児童生徒 1 人 1 台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるための構想。

※6 小一プロブレム…学校 1 年生の児童が学校生活に適応できないために起こす問題行動。また、こうした不適応状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることを指す場合もある。小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が一変する段差を乗り越えられないために起こる問題とされる。

※7 中一ギャップ…中学校へ進学する年代の頃に、思春期を迎えることも相まって、新しい環境になじめず、学校の授業についていけなくなったり、不登校やいじめなどが起きたりする現れの総称。

※8 ICT 機器…Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。インターネットやネットワーク網で得た情報を編集したり、大勢の人へ提示したりするためのコンピュータや大型提示装置。タブレットやプロジェクター等も含まれる。

方針 1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

1 新たな時代に対応する取組の推進

■ 施策

① Society5.0 に対応する教育の充実

GIGA スクール構想を核として、ICT 機器の整備と教育活動への活用を進めます。児童生徒が様々な場面で ICT 機器を活用し、より一層学びの質が高まるよう、また、教職員が機器を活用し効果的な教育活動ができるよう、活用に向けた情報提供や研修を進めます。

◎多様なニーズに対応した情報教育研修会の充実

(必須研修・要請訪問・アフター5研修等)

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
教員の ICT 活用指導力の状況において、「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	60.2%	100%
算出方法：「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」		

《その他の取組》

ICT 支援員^{※12}による授業支援、民間企業との連携による教員研修の実施、実践事例等の共有

※9 小中一貫教育…小・中学校同士で情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す小中連携教育のうち、小・中学校で目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行う教育。本市では、児童生徒の確かな学力の保障や発達の早期化への対応、中一ギャップ等、今日の児童生徒を取り巻く諸課題を解決する重要な手法であると位置付けている。

※10 園小中連携…幼稚園・保育園・認定こども園等の就学前教育・保育機関と、小学校、中学校による、子どもの中学校卒業までを一区切りとし、子どもの一貫した教育を進めるための連携。0歳から15歳まで、幼保こ園小中の期間、一貫した教育の連携を目指す。

※11 学校運営協議会…教育委員会が個別に指定する学校ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置かれる附属機関。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)学校と保護者や地域住民が委員となり、一定の権限と責任を持ってともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働しつつ子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める。学校運営協議会制度を導入した学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。

※12 ICT 支援員…学校や中学校の授業で、先生に協力して、インターネットによる調べ学習の手伝いをしたり、授業でパソコンの操作に困っている子どもたちを支援したりする支援員。パソコン室の管理や運営を行ったり、先生のパソコン操作を助けたりもする。

方針 1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

1 新たな時代に対応する取組の推進

② 学びの連続性を意識した教育の推進

幼児教育から小中学校にかけて、学びの連続性を意識した教育を推進するとともに、特に全中学校区において、各学校区の特色にあった小中一貫教育を推進します。

◎教職員同士の協働による、連続性や系統性のある学習支援や生徒支援の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
小中を一貫した教育活動が、子どものよりよい学びと生活につながっていると感じる連携推進員 ^{※13} の割合	—	100%
算出方法：連携推進員へのアンケート調査		

《その他の取組》

子どもの交流活動の実施、小中合同行事の実施、地域の特色を生かした教育活動の実施、連携推進員研修会の充実、富士川第二小学校・富士川第二中学校における施設一体型小中一貫教育の実施及び研究、園小連携によるアプローチカリキュラム^{※14}・スタートカリキュラム^{※15}実施の推進

※13 連携推進員…小中学校での、小中一貫教育推進のため、連携を深める軸となる役割を担う教員。小学校と中学校の円滑な接続を図り、学校・校種を越えて主体的に協働していくための活動を推進する。

※14 アプローチカリキュラム…就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。

※15 スタートカリキュラム…幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。

方針 1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

1 新たな時代に対応する取組の推進

③ 地域とともにある学校づくり

小中学校と市立高校では、学校運営協議会を生かした学校運営をはじめとして、地域と連携した地域学習や職業体験等、地域の特色を生かした教育活動を推進します。

◎コミュニティ・スクール^{※16}の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校 74.0% 中学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100%
算出方法：「全国学力・学習状況調査 ^{※17} （学校質問）」		

《その他の取組》

社会に開かれた教育課程の推進

※16 コミュニティ・スクール…学校運営協議会を設置している学校。

※17 全国学力・学習状況調査…義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とし、平成19年度から、小学校第6学年・中学校第3学年を対象に文部科学省が実施している調査。内容は、教科に関する調査と生活習慣や学校環境に関する質問紙調査がある。

2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実

■現状と課題

- 未来を拓く力^{※18}を身に付けられる質の高い教育を通じて、持続可能な社会づくり^{※19}の担い手を育成することが求められています。
- 特別な支援を必要とする子どもの割合が増加しており、特別支援教育^{※20}に関する専門的知識や対応等の研修を推進する必要性が高まっています。
- 多様性を大切にする社会意識の高まりや、外国人児童生徒数の増加に伴い、学校における個に応じた日本語指導の充実が求められています。
- 様々な理由から不登校児童生徒が増加しており、教育機会を確保する必要があります。
- 社会生活を営む上で困難を抱える若者が増えていることから、共に学び共に暮らしていくための支援が必要です。

■今後の方向性

- SDGs 未来都市^{※21}である本市において、輝く未来を拓く人を育てる教育を充実します。
- 教職員の特別支援教育に関する理解を深め、その技量を向上させるために、特別支援教育センター^{※22}による研修の充実を図ります。また、個に応じた適切な支援のため、特別支援教育サポート員^{※23}、特別支援学級サポート員^{※24}の配置を拡充します。
- 外国人児童生徒に対する母語支援の質の向上を図るとともに、学校における日本語による日本語指導、学習指導の充実を図ります。
- 教育の機会の差を生み出さないよう支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立を支援する「ステップスクール・ふじ^{※25}」の運営を推進し、相談支援の充実を図ります。
- 社会生活を営む上で困難を抱える若者を支援する「若者相談窓口ココ☆カラ^{※26}」の運営を推進します。

※18 未来を拓く力…私たちの暮らしとともにある富士山に見守られながら、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築いていく力。

※19 持続可能な社会づくり…地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会を目指す国際的な取り組み。

※20 特別支援教育…障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

■施策

① SDGs 達成に向けた取組の推進

SDGs 未来都市にふさわしい持続可能な社会の創り手・担い手を育て、学校教育や社会教育を通して SDGs 達成に向けた取組を推進します。

◎SDGs の達成に向けた教育活動の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた生徒の割合	小学生 43.8% 中学生 35.2%	小学生 80% 中学生 70%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（児童生徒質問）」		

《その他の取組》

SDGs 啓発活動、市立高校探究学習^{※27}、社会教育講座や図書館講座等の実施

※21 SDGs 未来都市…SDGs とは持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2015年9月国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標。本市は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、SDGs未来都市に選定された。

※22 特別支援教育センター…特別支援教育の充実を図るため、教育プラザにおかれている特別支援教育に関することに特化したセンター。センターの運営管理、特別支援専門相談員、特別支援学級・特別支援教育サポート員等、はじめ特別支援教育に関することに取り組み、支援する。

※23 特別支援教育サポート員…特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する通常の学級で、教員の補助を行うために配置されるサポート員。

※24 特別支援学級サポート員…障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、特別な配慮を必要とする児童生徒が在籍する特別支援学級に、教員の補助を行うために配置されるサポート員。

※25 ステップスクール・ふじ…様々な理由によって、学校に行けない子どもたちや登校しにくい子どもたちに時間と場所を提供し、集団生活やカウンセリング、体験学習等を通じ継続して関わり、社会的自立を支援する場所。

※26 若者相談窓口ココ☆カラ…ニート・ひきこもり・不登校等の悩みを抱えた若者やその家族の相談・支援窓口。「働きたいけど自信がない」「学校に行くことができない」という悩みや生きづらさ等を抱えている若者と一緒に考え、各支援機関との連携や伴走型支援を行い、社会との接点をつなぎ合わせ、自立を目指す。

※27 探究学習…児童生徒一人一人が、自らの興味・関心に沿った課題を設定し、それについて調査・研究・発表する学習活動。

方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実

② 特別支援教育の充実

特別支援学級や通級指導教室^{※28}に通級している児童生徒を支援するとともに、通常の学級にも発達障害を持つ児童生徒が一定数在籍しているため、障害の状態等に応じた適切な指導や支援を行います。また、インクルーシブ教育システム^{※29}の理念のもと、特別支援教育に関する研修を推進します。

◎特別支援サポート員の研修の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
特別支援サポート員等の研修満足度（平均値）	—	4.1
算出方法：特別支援サポート員等の研修事後アンケート（5段階評価）		

《その他の取組》

特別支援サポート員の配置の充実、指導主事^{※30}及び特別支援教育センターの専門職による学校訪問と教職員への指導と助言

※28 通級指導教室…通常学級に在籍している障害がある児童を対象に、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた「特別の指導」を特別に設置された教室で行う指導形態の教室。

※29 インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

※30 指導主事…各校の適正な学校運営及び教育活動の活性化推進のため、校長及び教員に助言・指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関した業務を行う。

方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実

③ 外国人等の児童生徒への支援

外国人児童生徒が安心して学校生活を送り、中学校卒業後の進路選択に希望が持てるよう、支援の充実を図ります。また、日本語指導や学習指導の質の向上を目指し、教員や支援員に対する研修を進めます。

◎個に応じた日本語指導、学習指導の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「特別の教育課程 ^{※31} 」実施の割合	28.8%	70.0%
算出方法：日本語指導が必要な児童生徒在籍校における「特別の教育課程」の実施の割合		

《その他の取組》

支援員の資質向上を図るための研修の推進、初期支援の充実、国際教室^{※32}における支援の充実

④ 学びのセーフティネット^{※33}の充実

様々な理由により小中学校に通うことができない児童生徒については「ステップスクール・ふじ」、社会生活を営む上で困難を抱える若者については「若者相談窓口 ココ☆カラ」を、それぞれの学びの場や居場所として活用するとともに、相談・支援の充実を図ります。

◎「ステップスクール・ふじ」の相談業務や運営の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
ステップスクール・ふじを利用した中学3年生のうち、自分なりの進路が見いだせた割合	85.7%	100%
算出方法：進路決定者数／ステップスクール・ふじを利用した中学3年生の数		

《その他の取組》

相談業務（面接相談、電話相談、臨床心理士来所相談）、若者相談窓口ココ☆カラの運営、保護者教室の開催

※31 特別の教育課程…法により認められた、通常の教育課程によらない教育活動。国際教室への通級や通級指導教室への通級における教育活動等がこれに当たる。

※32 国際教室…日本語を母語としない児童生徒のうち、学校での授業に支障があったり、日常生活の中で言葉や習慣に不便を感じたりしている児童生徒のために、一人一人の日本語の理解の程度に応じた指導を行う教室。

※33 学びのセーフティネット…元来、セーフティネットとは、安全網、落下防止網を意味し、高所作業者が転落する場合等に備えて張る網を指す。転じて、あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で網の目のように救済策を張って準備し、安全や安心を提供するための仕組みのことをいう。ここでは、学ぶ意欲を持つ市民がその機会を失うことがないよう、様々な障害や困難に対する救済策を提供する施策を指す。

3 安全・安心で充実した教育環境の提供

■現状と課題

- 小中学校の校舎・屋内運動場の耐震化はすべて完了しましたが、子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、定期的な施設の点検や維持管理が求められています。
- 学校施設の老朽化が顕著であり、計画的な施設の改築・改修を進めることが求められています。一方、整備に要する多額の財政負担を抑制し、年度間の事業費を平準化^{※34}するために、施設の長寿命化^{※35}や改修を計画的に行う必要があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、より良い学びの維持・継続のため、学校規模の適正化^{※36}が課題となっています。

■今後の方向性

- 子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、施設整備を計画的に進めます。
- 建築年数と施設利用状況、児童生徒数の推計を注視しながら、不要な施設の減築^{※37}を進めるとともに、個別施設の「富士市学校施設長寿命化計画^{※38}」に基づき、中長期的な視点のもと、学校施設の長寿命化を推進します。
- 将来にわたって円滑に改築が進められるよう、他施設との複合化や、施設一体型小中一貫教育^{※39}を検討するとともに、公共施設マネジメント基本方針^{※40}に基づき、公共施設の保有量^{※41}を減少させる改築計画を検討します。
- 「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針^{※42}」に基づき、子どもたちのより豊かな学びを維持確保するため、学校規模の適正化に努めます。

※34 平準化…長期間における学校の改築改修等にかかる事業費の総量を考慮し、年度毎の増減を調整することにより年度毎の事業費を一定規模とすること。

※35 長寿命化…建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費を抑え、建物の物理的耐用年数を延ばす手法のこと。

※36 学校規模の適正化…教育の質を確保することを目的とし、学校規模を適正なものとする。

※37 減築…建築面積の一部や階数を減らす等建築物の床面積を減らして学校建築物のコンパクト化を図ること。

※38 富士市学校施設長寿命化計画…学校施設の長寿命化に必要な改修等の内容、時期、費用等を示し、長期的な税制負担の軽減・平準化を図り施設整備を実施するための計画。

※39 施設一体型小中一貫教育…小学校1年生から中学校3年生までが同じ敷地・校舎内（施設一体）で一緒に過ごす小中一貫教育のこと。他に、小中で隣接した校舎で乗り入れ授業を行ったり、施設の相互利用を行ったりする「施設隣接型」、小中の校舎は離れてはいるが、一貫した指導体制や指導方針のもと教育活動を行う「施設分離型」がある。

※40 公共施設マネジメント基本方針…公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な指針。国が地方に策定を要請している行動計画「公共施設等総合管理計画」に相当するものとしても位置付けている。

3 安全・安心で充実した教育環境の提供

■施策

① 安全・安心な学校施設整備の充実

子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、現在の学校のニーズに合わせて、施設整備の充実化を図ります。また、ユニバーサル社会に対応するため、児童生徒や施設利用者が、より使いやすい快適な施設整備を進めます。

◎トイレの洋式化やバリアフリースイートイレ^{※43}の設置推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
バリアフリースイートイレの設置率	36%	80%
算出方法：小中学校におけるバリアフリースイートイレの設置率 (設置済み小中学校数/全小中学校数)		

《その他の取組》

学校施設の維持管理、安全確保のための施設点検・管理

② より良い教育環境の維持・整備

富士市学校施設長寿命化計画に基づいて、減築、改築、及び長寿命化を推進し、学校施設が適切な状態を保つことができるよう努めます。また、富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、小中学校の規模・配置の適正化を進めます。

◎学校施設ごとの長寿命化計画に基づいた施設の維持改修

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
長寿命化計画の進捗率	—	100%
算出方法：長寿命化計画における、完了事業数の進捗率（累積） 完了事業数/計画事業数（R8年度まで）		

《その他の取組》

富士市学校施設長寿命化計画の修正、施設の改築・減築、小中学校適正規模・適正配置基本方針の推進

※41 保有量…市が所有している公共施設の延床面積。

※42 富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針…児童生徒数の減少を考慮し、より良い教育環境を整備して、教育の質の更なる充実を図るために策定した、学校の規模・配置に関わる基本的な考え方。

※43 バリアフリースイートイレ…バリアフリーとは、高齢者や障害者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報の障壁（バリア）を除去する（フリー）こと、あるいはそれらが実現した生活環境のこと。ここでは、車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えもできるベッドやオストメイト対応設備などを備えて車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者など多様な人が利用可能としたトイレのことをいう。

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

1 豊かな心の育成

■現状と課題

- 生徒指導上の諸課題は多岐にわたり、増加し続ける不登校、認知件数が大幅に増加しているいじめ問題、低年齢化が進む粗暴行為、授業放棄等、担任だけでなくチームでの対応が求められています。
- 社会問題になっている SNS^{※44} 上のトラブルが本市でも年々増加しており、情報モラル教育^{※45} や人権教育の推進が急務となっています。

■今後の方向性

- 教職員が「子ども理解^{※46}」を深め、子ども一人一人に寄り添い、チームで対応することで、生徒指導上の諸問題を未然に防止するとともに、問題が起こった際、家庭やスクールソーシャルワーカー（SSW）^{※47}、スクールカウンセラー（SC）^{※48}、関係機関等との連携を行い、迅速に解決できるよう、生徒指導体制を確立します。
- 問題を自分事として捉え、多面的・多角的に考える中で、仲間と議論を交わし豊かな心を育んでいく「考え、議論する道徳」の授業への転換を推進します。
- 自分と他者との関わり方や自分も社会の一員であるという意識を育むとともに、道徳の授業だけでなく、教育活動全般を通して、情報モラル教育や人権教育を推進します。

※44 SNS…Social Networking Service の略。フェイスブックやインスタグラム等、人と人や企業と個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

※45 情報モラル教育…他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することにより情報社会の特性を理解し、適正な活動ができる考え方や態度を各教科で身につける教育。

※46 子ども理解…子ども一人一人の行動の意味や心情を把握することにとどまらず、発達段階や生活環境、必要としている支援をも理解し、その子のよさや可能性を引き出そうとすること。

※47 スクールソーシャルワーカー（SSW）…不登校、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉の視点から問題を抱えた児童生徒本人に対する指導や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援をする職員。

※48 スクールカウンセラー（SC）…不登校、問題行動等に対応するため、心理専門の相談業務を行う臨床心理士。スクールカウンセラーという特別な資格はなく、精神科医や心理学分野の大学教員が担う場合もある。

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

1 豊かな心の育成

■施策

① 個性を尊重する人間関係づくり

教職員の「子ども理解」が進み、子どもの思いに寄り添い、それぞれの個性が尊重され、一人一人に居場所がある環境づくりを推進します。また、生徒指導上の諸問題に対し、教職員、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）などの専門スタッフ、関係機関等が連携し、解決を図るための生徒指導体制の構築をより一層推進します。

◎学校訪問等を通じた、「子ども理解」の重要性に係る教職員への周知

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「自分には良いところがあると思う」に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した子どもの割合	小学校 80.2% 中学校 72.4%	小学校 90% 中学校 85%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（児童生徒質問）」		

《その他の取組》

SSW 研修の充実、特別支援の視点を大切にした学級づくりの推進、SSW 参加のケース会議^{※49}の充実

※49 ケース会議…「事例検討会」や「ケースカンファレンス」とも言う。解決すべき問題や課題のある事例を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ケース会議の場では、対象となる児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（手立て。ケースに応じた目標と計画を立てること）が行われる。

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

1 豊かな心の育成

② 人権感覚の醸成と道徳的実践力の育成

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値^{※50}についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める「考え、議論する道徳」の授業の在り方について、研修を推進します。また、個人情報保護や他人の人権を侵害しないことを目的とした情報モラル教育、子どもの自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を育成する人権教育の充実を図ります。

◎教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育と道徳教育の推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「人が困っているときは、進んで助けている」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した子どもの割合	小学校 86.5% 中学校 83.3%	小学校 100% 中学校 100%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（児童生徒質問）」		

《その他の取組》

GIGA スクール構想の実現と併せた情報モラル教育の推進、児童生徒によるタブレット^{※51}等の使用ルールの制定、「富士市いじめ問題対応ガイドライン^{※52}」の周知と徹底、Q-U検査^{※53}の実施と分析と研究、学校訪問による組織的な人権教育と道徳教育の推進

※50 道徳的諸価値…学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育におけるよりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎。

※51 タブレット…「タブレット PC」や「タブレット端末」等とも呼ばれる、板状のタッチ式デジタル機器。A4 から B6 ほどのサイズが多い。パソコンの基礎的な機能を備え、パソコンよりも薄く軽いため、持ち運びに便利でさまざまな用途に使うことができる。

※52 富士市いじめ問題対応ガイドライン…いじめ問題の解消に向けて、その対応を示したガイドライン。研修を重ねる中で、いじめの兆候をいち早く察知し、子どもからのサインをしっかりと受け止め、いじめを認知した後の具体的な対応等につなげていく。

※53 Q-U 検査…Questionnaire-Utilities の略。学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって測定する検査。児童生徒のいじめ、不登校等の問題行動に対して、未然防止と早期対応のため、客観的な資料として、学級指導、生徒指導に生かす。本市では、小5と中1で実施している。

2 確かな学力の向上

■現状と課題

- 主体的・対話的で深い学び^{※54}の実現に向けて、教員は、子どもに付けたい力^{※55}を明確にし、学習状況を的確に把握した上で、個の特性や学習状況に応じた指導や授業づくりを意識して行っています。
- 学校内外での研修に積極的に取り組むなど、教員の学ぶ意欲は高く、課題解決を意識した授業づくりが行われていますが、「課題解決に向けて、自ら考え、自分から取り組んでいる」という子どもの意識は十分ではありません。
- 「話し合い活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりする」ことに関して子どもの充実感が高いとは言えません。
- 「実生活における事象との関連を図った授業を行っている」意識は、小学校・中学校いずれの教員ともに高いものの、「授業で学んだことをほかの学習に生かしている」という子どもの意識は、それほど高くありません。
- ICT 機器を活用しての学習については、全国平均に比べて中学校では上回っている一方、小学校では下回っており、教員の力量や慣れに差があります。

■今後の方向性

- 子どもに寄り添った指導となるように個の特性や学習状況を的確に把握し、適切な指導を行うことを通じて、子どもたちの学びを楽しむ姿を追究します。また、教職員の特別支援教育への理解を深め、適切な支援や指導の仕方を学ぶことで、一人一人の学びがより充実するよう努めます。
- 子ども理解に努めるとともに、深い「教材理解」^{※56}に心掛けます。また、付けたい力を明確にし、子どもの問いを大切にした単元構想^{※57}、授業づくりに努めます。
- 身に付けた知識・技能を活用し、「思考力・判断力・表現力」^{※58}を育むための学習を、単元構想や授業の中で意図的に位置付けていきます。
- 1人1台端末・高速通信環境整備の利を生かし、ICT 機器を積極的に活用します。研修等を通じた教員の ICT 活用指導力の向上、情報モラル教育等の充実により、子どもたちの思考を促すための ICT 機器の効果的な活用方法を探り、学びを充実させます。

※54 主体的・対話的で深い学び…学習指導要領において示された、授業において、子どもが学習内容を深く理解し、資質・能力を育成するために「どのように学ぶか」という具体的な学びの姿のこと。

※55 付けたい力…各教科・領域の単元や1時間の授業における目標として示される、学習を通して身に付けたい資質・能力。教科固有の見方・考え方に加え、児童生徒の実態や教職員の願いから設定される。

2 確かな学力の向上

■施策

① 主体的に学びに向かう力の育成

子ども理解のもと、付けたい力を明確にし、子どもが問いを持つための深い教材理解による授業を行い、子どもの学習状況の的確な把握を指導に生かすことで、子ども一人一人が主体的に学びに向かう力を育成します。また、知識・技能を活用し、思考力・判断力・表現力を育む場面を設定し、一人一人が学びの実感を得られる授業づくりを行います。

◎校内研修や学校訪問等による授業改善の推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小学生 74.7% 中学生 68.9%	小学生 90% 中学生 80%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（児童生徒質問）」		

《その他の取組》

子どもの問いを生かした授業づくりの推進、一人一人の変容を認め価値づける子どもの伸張の評価の推進

※56 教材理解…学校教育において扱われる教育素材（教科書だけでなく、体験活動や学校行事等教育活動を含む）の教育的な価値や、その素材を通して付けたい力を明確にすること。

※57 単元構想…ある教育素材を用いて授業を行うに当たり、子ども理解や教材理解を基に、授業の流れや意図的な問いかけ、予想される子どもたちの反応等を組み込んで、ひとまとめにした学習計画の構想。

※58 思考力・判断力・表現力…学習指導要領において「未知の状況にも対応できる力」として定義されている。Society5.0の時代において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要となる力とも言われる。

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

2 確かな学力の向上

② 習得、活用、探究による学びの深化※59

言語環境の整備と言語活動の充実、情報活用能力、問題解決能力等は学習の基盤である資質・能力です。それらの力を育むために、個別や協働といった学び方や学びの場面に応じて、ICT 機器を効果的に活用する等学びの最適化を図り、習得・活用・探究という学びの過程の中で「深い学び」を実現します。

◎習得・活用及び探究を意識した単元構想・授業づくりの推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」に「よく行った」と回答した学校の割合	小学校 11.1% 中学校 37.5%	小学校 50% 中学校 60%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（学校質問）」		

《その他の取組》

学び方や学びの場面に応じて ICT 機器を効果的に活用した授業づくり

※59 学びの深化…各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりして、学習が充実していくこと。

3 健やかな体づくり

■現状と課題

- 就寝時間が遅い、朝食を食べていない、排便が毎日ない等、基本的な生活習慣の確立が不十分なことから、学校生活への影響がみられます。
- 食物アレルギーによる学校給食への対応が必要な子どもが増加しています。
- インターネットや PC ゲームの普及に伴い、家庭における運動機会が減少し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、記録の平均値や「運動が好きである」の回答が低下しています。
- 中学校では、生徒数減少に伴う運動部活動の数と部活動時間が減少しています。
- 交通事故や SNS を介した犯罪被害等、子どもたちが巻き込まれる重大事案が増加していることから、自分の命を守るための知識や実践力が求められています。
- 近年、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震、富士山噴火等の大規模災害が懸念され、防災教育の必要性がより一層高まっています。

■今後の方向性

- 健康な心身の育成のために、「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動習慣」といった基本的な生活習慣の確立を図ります。
- 給食を通じて、多くの食材と接し、生産や調理に関わる過程や食文化を知る等、様々な経験をすることにより、健全な食生活を実践できる人を育てます。
- 教育活動における運動機会を創出し、体育の授業において運動好きの子どもを育成します。
- 地域人材や外部指導者を活用し、スポーツの機会の創出や部活動支援を進めます。
- 自分の身を守るための適切な判断ができるよう、安全に関する教育を推進します。
- 子どもの発達段階や地域の実態を踏まえた「自助・共助・公助」の意識を高め、安全について自ら考え、主体的に行動する力を養う等、防災教育の充実を図ります。

■施策

① 生活習慣を整えられる子どもの育成

生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を培うため、保健教育の充実を図ります。また、食への興味を持ち、正しい知識や望ましい食習慣を学ぶことで、生涯にわたる生活習慣の基礎が培われるよう、学級担任や栄養教諭等を中心に、家庭や地域とともに連携して食育を推進します。学校・保護者・関係機関等と連携し、自校直営方式を生かしながら、充実した学校給食の提供を推進します。

◎健康指導の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
毎日、同じくらいの時刻に寝ていると答えた子どもの割合	小学校 77.5% 中学校 74.1%	小学校 85% 中学校 80%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（児童生徒質問）」		

《その他の取組》

「食に関する指導の全体計画」（各学年計画含む）の活用、栄養教諭による授業の実施

② スポーツを楽しむ子どもの育成

生涯にわたってスポーツに親しむ子どもの育成のために地域との連携を図り、地域人材や外部人材を活用した教育活動を推進します。

◎体育の授業づくりの支援と運動環境の整備

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「運動やスポーツをすることが好きか」に「好き」「やや好き」と回答した子どもの割合	小学校 92.4% 中学校 87.3%	小学校 95% 中学校 95%
算出方法：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」		

《その他の取組》

外部人材の活用（地域人材等のゲストティーチャー^{※60}、部活動指導員^{※61}）、地域と連携した子どものスポーツ環境整備、スポーツ観戦・体験機会への参加の呼びかけ

※60 ゲストティーチャー…学校において、一般の方が特技や経験、職業知識等を生かして授業サポート・授業支援を行ったり、子どもたちの学びをサポートしたりするボランティア支援員。

※61 部活動指導員…校長の監督のもと、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするスタッフ。平成29年に学校教育法施行規則第78条の2に定められた。

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

3 健やかな体づくり

③ 自ら命と体を守るための安全教育の充実

具体的な場面を想定し、命を守るための知識や実践力が身に付く安全に関する教育を推進します。また、子どもの発達段階や地域の実態を考慮し、地域と連携した防災教育を推進します。

◎子どもの発達段階を考慮した段階的な防災教育や安全教育の推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「緊急時に自分の命を守るために適切な判断と行動をとることができる」と回答した児童生徒の割合	小学校 ー 中学校 ー	小学校 70% 中学校 85%
算出方法：各校への聞き取り調査による（参加児童生徒数／全校児童生徒数）		

《その他の取組》

交通安全教室の実施、交通安全リーダー^{※62}と語る会の実施や地域と危険箇所等の情報交換、地域防災訓練への参加、危機管理マニュアル^{※63}等の定期的な見直し

※62 交通安全リーダー…小学校6年生の全員が「交通安全リーダー」として、交通事故ゼロを目指して活動を行う、静岡県独自の取組。交通安全リーダーは、学区の交通安全を呼びかけながら、交通ルールの手本となるよう行動をとるとともに、下級生の指導等を行う。

※63 危機管理マニュアル…危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づき、全ての学校において作成が義務付けられている危険等発生時対処要領。

4 頼もしい教職員の育成

■現状と課題

- ベテラン教員と若手教員の二極化が進み、今後ベテラン教員の退職による不均衡な年齢構成となるため、中堅教員のマネジメント力^{※64}等の資質向上が急務です。
- 教員の教科指導力、学級経営力及び ICT 活用力を高めるための時間が必要である一方で、働き方改革を進めていく難しさがあります。
- 教育上の諸問題への対応から、多忙化の進む教職員の勤務状況を受け、心身の健康の維持・向上への配慮が必要であり、その中で、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が求められています。
- 教育や学校を取り巻く環境が変化している今、様々な変化に適切に対応した教育活動を行うことのできる教職員や、新しい学校の在り方を模索し学校組織を牽引する教職員など、学びを支え、人として魅力ある教職員の育成が求められています。

■今後の方向性

- 熟練教員の退職増加や若手教員の増加に伴う不均衡な年齢構成を踏まえ、中堅教員の資質向上と若手教員の育成を推進します。
- 教職員の資質・能力を向上させるために、指導主事による計画訪問や要請訪問を実施します。また、キャリアステージ^{※65}に応じた教職員研修を実施します。
- 「富士市小中学校における業務改善プラン^{※66}」を踏まえ、教職員の働き方改革を推進します。また、教職員が互いに日常から声を掛け合い、気持ちよく働きやすい職場づくりを心掛けます。
- 大学、企業、NPO 等、専門的な分野での知識・技術を持つ機関との連携により、教職員研修の充実を図ります。
- GIGA スクール構想の実現により、ICT 機器を活用した授業改善が行われるように教職員研修を推進します。

※64 マネジメント力…業務に、効果的に取り組むために、業務の内容を整理したり、進め方を工夫したりする等、他の教職員と情報の共有を図りつつ、業務を見直し改善する力。

※65 キャリアステージ…組織内における経験年数に応じた役割分担のレベルを示す基本的な考え方。

※66 富士市小中学校における業務改善プラン…教職員個々の主体的な取組と学校における組織的改善を推進するための計画。教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目的とし、学校における業務改善を目指す。

※67 ミドルリーダー研修…経験年数がおおむね 10 年程度から、年齢が 40 歳半ばまでを対象とした、年代別の研修。ミドルリーダーとしての資質能力の発揮を目指し、資質能力の向上を目指すとともに、自らの立場や役割を自覚して学校運営に参画することを目的とする。

■ 施策

① 教職員の資質・能力の向上

教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校教育に対する期待に応えるため、教育活動の直接の担い手である教職員に対する揺るぎない信頼を確立し、教職員の資質能力がより一層高いものとなるように研修を推進します。

◎ 「教科等研修」「危機管理研修」「メンタルヘルス研修」等の研修の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「安心して子どもを任せられる学校である」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合	—	100%
算出方法：学校評価（全校実施）		

《その他の取組》

大学と連携した学校訪問や外部講師招聘による校内研修の充実、学校訪問や要請訪問での指導主事の指導の充実

② 学び続ける機会の充実

目指す子ども像を具現化するために、各校が研修を充実させ、教職員の資質・能力を高めるための支援体制を整えます。また、各キャリアステージにおいて求められる資質・能力を兼ね備えた教職員を育成するための研修体制と環境を整えます。

◎ 「3年目研修」や「ミドルリーダー研修^{※67}」、「マイスター研修^{※68}」等の年代別研修の充実

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている」に「よくしている」と回答した学校の割合	小学校 48.1% 中学校 31.3%	小学校 80% 中学校 75%
算出方法：「全国学力・学習状況調査（学校質問）」		

《その他の取組》

「危機管理研修」「ICT研修」等のアフター5^{※69}研修の充実

※68 マイスター研修…年齢が40歳半ばから退職までを対象とした、年代別の研修。充実・発展期に身に付けた資質能力に加え、指導的な立場として、学校運営のサポート役や校内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

4 頼もしい教職員の育成

③ 効果的な教育活動のための働き方改革の推進

教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、魅力的な人間性や豊かな創造性を高め、効果的な教育活動を行うことを目的として、学校における働き方改革を推進します。

◎業務改善プランの徹底

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「業務改善が進められているか」に「充分進んでいる」と回答した学校の割合	—	60%
算出方法：学校評価（全校実施）		

《その他の取組》

勤怠管理システム^{※70}の運用、共同学校事務室^{※71}の運営

※69 アフター5研修…急速な社会変化と教職員のニーズに対応する自主参加型研修。

※70 勤怠管理システム…労働時間を適正に把握・管理する責務において、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録するための機能。

※71 共同学校事務室…各校共通の事務を集中処理する共同体制。学校事務職員は通常1人の配置であるが、複数人で複数校の事務を行う共同体制を導入することにより、各校で教員、学校事務職員が担っている役割を見直し、教職員の負担を軽減する。また、教職員の役割の処理の効率化を図り、教職員の多忙化解消を推進する。

5 未来を切り拓く生徒を育成する市立高校

■現状と課題

- 令和4年度から実施される高等学校学習指導要領では、「探究」を冠した科目が設定され、どの高校でも探究学習が行われるようになるため、他校との差別化を図る必要があります。
- キャリア教育^{※72}の充実が生徒の多様な進路希望を生み出しており、生徒一人一人の希望を実現させるための進路指導が求められています。
- 市立高校という独自性を活かし、地域と一体となった教育活動を推進することにより、市民に愛される市立高校であり続けなければなりません。
- 情報化社会が大きく進展する中で、ICT機器を積極的に活用した教育が求められています。
- 少子化の進行による高等学校入学者数の減少により、中学生に選ばれる魅力ある高等学校づくりが求められています。

■今後の方向性

- 市立高校開校以来10年間で積み上げてきた探究学習を土台として、より発展的で専門性を持った探究学習に取り組みます。
- 生徒一人一人がより高い進路目標に到達できるよう、教職員が一丸となって生徒に寄り添った支援を行います。
- 地域と連携した教育活動やコミュニティ・スクールとしての学校運営を通じて、地域に愛される学校づくりを目指します。
- GIGAスクール構想による小中学校のICT機器活用の教育活動の成果を継承できるよう、ICT環境の整備を図るとともに、ICT機器を活用した教育を進めます。
- 市立高校独自の教育活動を充実させるとともに、教育活動の情報発信を通じて中学生に選ばれる学校づくりに努めます。

※72 **キャリア教育**…子ども・若者が、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育。

■施策

① 探究する精神と姿勢を育む教育活動の推進

開校時より築き上げてきた課題解決型学習「究タイム」、学科や教科で実践している探究を取り入れた学習をさらに磨き上げます。各教科においても探究を意識した授業づくりを行います。

◎「究タイム」及び探究を取り入れた授業の実践

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
「探究学習で学んだことは、普段の自分の生活や将来に役立つと思う」と答えた生徒の割合	85.5%	95%
算出方法：総合的な探究の時間「究タイム」アンケート（3年生）		

《その他の取組》

海外探究研修、学科別集中研修

② 生徒の夢実現への支援と充実

生徒が「夢」（進路）の選択肢を広げられるよう、企業や大学など外部と幅広く連携したキャリア教育を行います。また、生徒が常に目標を高く持ち、夢の実現に打ち込めるよう、生徒一人一人に合わせた進路指導を行います。部活動においても夢を実現できるように、指導体制などの環境を整えます。

◎多様な進路希望に対応した細やかな進路支援

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
自分の思い描いていた進路を実現できたと回答した生徒の割合	—	80%
算出方法：3年生対象の3年間の学校生活に関するアンケート		

《その他の取組》

キャリア講演会の開催、大学等との連携、外部講師を招いてのキャリア教育の推進、課外補講・模試による進路啓発、資格取得の奨励、部活動に打ち込める環境整備

方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育

5 未来を切り拓く生徒を育成する市立高校

③ 地域ネットワークを活用した教育活動及び学校運営の推進

地域住民や保護者、学識経験者などで構成される学校運営協議会からの提言を受けて学校を運営します。市や地域、地元企業などと連携した教育活動の展開や、地域との交流事業を通じて、市民に開かれた学校づくりを進めます。

◎地域社会や大学、行政、企業等と連携した教育活動の推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
地域社会や大学、行政、企業等と連携して実施した授業や学校行事数	14件	20件
算出方法：大学や企業等と連携した授業や学校行事数		

《その他の取組》

学校運営協議会の運営、地域交流事業、学校施設の開放事業、学校案内等学校広報活動

方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

1 人生 100 年時代を豊かに生きる学びの推進

■現状と課題

- 人生 100 年時代において、若者から高齢者まで全ての市民が元気に活躍し続けるためには、学校教育・社会教育を通じた「生涯にわたる学び」を推進することが重要であり、誰もが何度でも質の高い学習活動を行うための基盤整備が必要です。
- 少子高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会の課題が多様化しています。市民一人ひとりの人生を豊かにする学習、地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習など、学校教育とも連携しながら、市民の主体的な社会参画を推進することが求められています。
- 青少年を取り巻く社会情勢が変化し、成長に欠かせない様々な体験の機会が乏しくなっています。そのため青少年健全育成事業の実施が求められています。
- インターネットの普及等に伴う環境の変化により、青少年問題が多様化・深刻化しており、時代に対応した相談・支援が求められています。

■今後の方向性

- 生涯にわたる市民の多様な学習ニーズに応えるため、まちづくりセンター講座や市民大学等の学習機会を提供することによって、地域における生涯学習の推進を図ります。
- 地域活性化や地域課題の解決のための学習など「地域における学び」の充実を目指して、地域の課題を発見し、地域で共有し、解決するなど、市民が地域課題に対して自ら行動することにつながるきっかけづくりの場の提供を進めます。また、地域全体で子どもを育む環境づくりを目指して、地域・家庭と学校との連携・協働を推進します。
- 青少年が自立した大人に成長し、豊かな人生を生きるための力を育むため、青少年の体験活動事業や交流の場の提供、青少年団体を支援します。
- 地域全体で青少年を守る環境づくりを推進します。

※73 自主グループ主催事業…同じ趣味や興味・関心を持つ仲間が集まって、まちづくりセンターで活動している自主グループが開催する初心者向け体験講座等の事業。

※74 市民プロデュース講座…市内で活動している団体や市民が企画・運営する講座。市民目線の魅力的な講座が生まれる効果を期待することのほか、受講生が講座のテーマを自身の問題として認識し、理解を深めていくこと、市民主体の地域づくりや地域の担い手づくりを促進することを目指している。

※75 みんなカル講座…市内で活動している民間団体が、講座の企画・運営を行う、初心者でも気軽に参加できるカルチャー講座。民間団体が得意とする分野の講座を、まちづくりセンターで展開し、地域に根付いた魅力的な講座を目指す。

※76 富士市民大学…前期はミニカレッジとし、各専門分野の教授陣や地域の有識者と連携を図り学習の機会を提供している。後期は講演会形式で、知識教養を深め、自己を見つめ、より豊かな人生について考える足掛かりとなることを趣旨とし、各分野で活躍する講師を招いて講演会を開催している。

■施策

① 生涯を通した学びの場の充実

まちづくりセンター講座等において、新しい趣味や仲間づくりを目的とした講座を実施し、若者から高齢者まで幅広い年代への学びの場の充実を図ります。また、自らが学んだことを還元する市民や民間団体が主体となって開催する講座を拡充します。

◎新しい趣味や仲間づくりを目的としたまちづくりセンター講座の実施

指標	現状値 【令和 2 年度】	目標値 【令和 8 年度】
講座を受けたことによって、学ぶ意欲が高まった参加者の割合	—	60%
算出方法：受講生へのアンケート調査		

《その他の取組》

自主グループ主催事業^{※73}、市民プロデュース講座^{※74}、民間事業者による委託講座（みんカル講座）^{※75}、富士市民大学^{※76}の開催

② 地域ぐるみの社会教育の推進

地域活性化に資する学習や、地域が直面する課題を知るための学習機会を提供します。また、地域課題に対して、自ら行動することにつながるきっかけづくりを目的とした、人づくりのための講座を実施します。地域・家庭と学校との連携・協働を強化し、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めます。

◎人づくり講座の実施

指標	現状値 【令和 2 年度】	目標値 【令和 8 年度】
講座を受けたことによって、富士市・地域の魅力や課題を知ることができた参加者の割合	—	60%
算出方法：受講生へのアンケート調査		

《その他の取組》

家庭教育支援員^{※77}を活用した家庭教育講座等の実施、少年教育講座の充実、地域学校協働活動^{※78}の取組支援

※77 家庭教育支援員…静岡県家庭教育支援員養成研修会で、家庭教育支援の知識とスキルを学んだ人。行政や学校と協力して、保護者会、懇談会、家庭教育講座、子育て講座等の親が集まる場で、子育てについての悩みや不安を話し合う会等の進行や、情報提供を行うなど、保護者の学びの支援を行う

※78 地域学校協働活動…地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

1 人生 100 年時代を豊かに生きる学びの推進

③ 新たな時代を生き抜く次世代の育成

異年齢間、地域の人との交流や体験活動を通じ、社会を生き抜く力を持つ次世代を育成するとともに、青少年が健やかに育つことのできるよう、より良い地域環境をつくるため、青少年の非行防止活動を実施します。

◎青少年体験交流事業の実施

指標	現状値 【令和 2 年度】	目標値 【令和 8 年度】
青少年体験交流事業参加者の満足度	92.4%	100%
算出方法：参加者へのアンケート調査		

《その他の取組》

青少年リーダー育成事業の実施、青少年の非行防止活動

2 市民の学びの場である図書館の充実

■現状と課題

- 生涯学習の拠点として、多様なニーズに応じた資料・情報の提供による学びの支援や、読書の保障等の様々な社会的役割が求められています。
- 図書館は静かに読書をする場所というイメージが強いため、幼い子ども連れの市民等が遠慮して来館しにくいことが課題となっています。乳幼児から高齢者まで、気兼ねなく、読書を通じておしゃべりができ、情報交換ができる場の提供が求められています。
- 生活様式が多様化により、ICT を活用した、いつでもどこでも資料が利用できる環境が求められています。
- 年齢が上がるにつれて読書をしない子どもの割合が高くなっていることから、子どもが読書習慣を形成し、生涯にわたって自立した学習ができるよう、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することが重要です。
- 読書活動において、学校、家庭、地域との連携協力が不可欠です。そのため、関係団体及びボランティアの活動を支援し、連携を強化することが重要です。

■今後の方向性

- 市民ニーズの把握に努め、より良質な資料を収集・提供し、講座・ワークショップの開催、積極的な情報発信等を推進することにより、生涯学習を支援します。
- 静かな読書空間とにぎわいのある情報交流の場を分けることにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。また、図書館利用が困難な市民へのサービスの充実を図ります。
- 遠隔での利用に対応できるよう、所蔵資料のデジタル化による記録保存^{※79}を推進し、電子書籍やオーディオブック^{※80}等の導入に向けて研究します。
- 子どもの読書に親しむ環境を整えるため、子どもの読書活動を推進するための施策を示した「第三次富士市子ども読書活動推進計画^{※81}」に基づき、子ども・青少年へのサービスの充実を図ります。
- 情報提供、スキルアップ講座の開催、活動場所の提供等により、読書関係団体及びボランティアの育成、活動支援を行います。

※79 デジタル化による記録保存…図書館資料をデジタル化し保存すること。閲覧や複写に制限がある貴重な資料を、デジタル化することにより、原資料の劣化や破損を防ぎ利用者に広く提供することを目的とする。

※80 オーディオブック…書籍内容をそのまま録音した音声コンテンツ。近年、インターネット上でのダウンロード配信が増えている。

※81 富士市子ども読書活動推進計画…子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものという考えから、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備を推進するための計画。

2 市民の学びの場である図書館の充実

■施策

① 生涯にわたる読書習慣の推進

市民のニーズに沿った良質な蔵書の構成となるよう、計画的・組織的に蔵書を維持管理し、だれもが、いつでも、どこでも利用しやすい環境づくりに努め、市民の生涯学習を支援します。

◎市民の読書活動の推進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
一人当たりの図書貸出数	7.2 点	8.2 点
算出方法：年間図書貸出数÷総人口		

《その他の取組》

図書館の利便性の向上、様々な情報発信、団体向けサービスの充実、児童・青少年サービスの充実、デジタル化した資料^{※82}の収集

② 本・人・地域をつなぐ人材育成

本と人と地域をつなぐため、関係団体及びボランティアの育成を図るとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

◎ボランティア養成講座の開催

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
ボランティア養成講座の参加者数	147 人	200 人
算出方法：ボランティアの養成講座の参加者数		

《その他の取組》

ボランティアの相談・活動支援、ボランティアとボランティアを必要とする人のコーディネート

※82 デジタル化した資料…情報の蓄積、流通に電子的なメディアを用いた資料。メディアの記録形式からは電子資料またはデジタル資料ともいう。

3 心豊かな市民文化の創造

■現状と課題

- 少子高齢化やライフスタイルの変化により、市民の文化芸術活動が縮小していくことが懸念されています。
- 文化は、心豊かな社会の形成に不可欠であり、市民の文化活動が活発に行われ、生涯にわたって文化芸術を身近に感じ、親しむことができるような取組が求められています。
- 過疎化や少子高齢化を背景に、文化財の滅失や散逸、継承者不足等の問題が表面化し、いかに文化財を次世代に継承していくかが課題となっています。
- まちづくり施策及び観光施策を展開する上で、地域に所在する文化財の活用への期待が社会的に高まっています。
- 文化財建造物は、劣化を防ぎ、地震・台風等の自然災害にも耐えられるよう、修繕や維持管理を適切に行うとともに、火災や盗難への備えを講じる必要があります。
- 地域課題への対応や社会的役割が多様化する中、博物館では、資料収集・保管・展示、調査研究、教育普及の場として、全ての世代に親しまれ、広く利用されることが求められています。

■今後の方向性

- 文化芸術活動を身近に感じ、気軽に親しむことができるよう、鑑賞、参加、創造することができる機会の充実を図ります。
- 文化芸術活動を行う個人や団体を支援するとともに、様々な文化情報を発信するなど、生涯にわたって文化芸術に親しむことができる環境づくりを積極的に推進します。
- 富士市文化財保存活用地域計画^{※83}に基づき、未指定を含めた文化財を地域社会が総がかりで継承していくため、市内各地区と連携します。
- まちづくりの核となるよう、文化財を整備、公開します。また、SNS での情報発信やシンポジウム、講座等のイベント開催など、文化財活用事業を積極的に行います。
- 博物館施設や資料が利用しやすい状態を保つよう適正に管理し、全ての世代が学びの場として訪れ、豊かな心を育むことができるよう博物館機能の充実を図ります。
- 学校教育とのきめ細かな連携によって、児童生徒の深い学びにつなげることに加え、ユニバーサルデザインに対応した施設整備や企画実施によって、全ての利用者が利用しやすい博物館を目指します。

※83 富士市文化財保存活用地域計画…過疎化・少子高齢化等に起因する文化財の滅失や散逸、観光やまちづくりにおける文化財に対する期待の高まりといった社会の変化に対して、地域社会総がかりで、市域に所在する未指定を含めた多様な文化財を、計画的に保存・活用していくために定める計画。

■ 施策

① 芸術文化の振興

市民の多様なニーズに対応した文化事業を実施するとともに、文化芸術活動を行う個人や団体への支援を行うなど、ころ豊かな市民文化を創造するための取組を推進します。

◎文化会館施設管理や自主事業への助成

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
文化会館（ロゼシアター）年間利用者数	344,087 人	450,000 人
算出方法：文化会館の来館者数		

《その他の取組》

文化活動の場の提供、ワークショップ等文化芸術に親しむ機会の充実、文化活動支援補助

② 文化財の保存と活用

貴重な文化財を後世に継承していくため、未指定を含めた文化財をまちづくりにも活かしつつ、地域社会で文化財を保存・活用していくための施策を推進します。

◎文化財に関する講座、イベント等による文化財の保存・活用の促進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
文化財普及活動に参加した人数	553 人	700 人
算出方法：歴史講座や文化財シンポジウム等の参加者数		

《その他の取組》

富士市文化財保存活用地域計画に基づく事業の推進

方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

3 ころ豊かな市民文化の創造

③ 学びの場である博物館の充実

博物館や博物館附属施設等を安全に利用できるよう適正に管理し、全ての世代が学びの場として訪れ、豊かな心を育むことができる魅力ある博物館として整備します。

◎小中学校や高齢者団体による博物館資料を活用した学習支援事業の利用促進

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
博物館資料を活用した学習支援の件数	110 件	165 件
算出方法：小中学校や高齢者団体の博物館見学、及び学習支援件数		

《その他の取組》

企画展示会や体験講座の開催、資料（含建造物）の修繕・適切な管理保管

4 生涯スポーツの推進

■現状と課題

- スポーツは、全ての人の人生を豊かにし、体力向上や健康増進といった効果があります。スポーツを定期的に行う人を増やすため、きっかけづくりや、ニーズに応じたプログラムの提供が必要です。
- 施設の老朽化が進んでいるため、総合体育館の建設や既存施設の維持修繕など、拠点となるスポーツ施設の整備が求められています。また、ウォーキングコースや地域の公園、学校体育施設など、多様なスポーツの場の整備と活用が必要です。
- 部活動やスポーツ団体の指導者、障害者スポーツの補助者、駅伝大会の交通ボランティアなど、スポーツには多様な人材が必要であり、人材の発掘や育成、団体の支援が必要です。
- スポーツは「する」楽しみだけでなく「みる」楽しみもあります。プロスポーツ選手などの高い身体能力や技術を間近に見ることにより、競技力の向上やスポーツを始めるきっかけにもなります。スポーツを見て楽しむ機会を増やしていくことが必要です。
- スポーツ大会や合宿などにより、本市の充実したスポーツ環境を活かし、「スポーツのまち富士市」を実現することで、交流人口の増加につなげることが求められています。

■今後の方向性

- 世代、性別、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しむことができるよう、きっかけづくりやニーズに応じたプログラムの充実を図ります。
- 拠点となるスポーツ施設の整備や維持修繕と併せ、身近で気楽にスポーツができる環境の充実を図ります。
- スポーツをささえる多様な人材の発掘と育成を推進するとともに、スポーツ団体の育成と支援を行います。
- プロスポーツや全国規模の大会など、「みる」スポーツの機会のさらなる創出に取り組みます。
- スポーツ大会や合宿を誘致し、「スポーツのまち富士市」を具現化して、スポーツ人口の向上に繋げるとともに、市民の元気を創造します。

■施策

① する・みるスポーツの推進

だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、生きがいと活力にあふれ心身ともに健康な市民となることを目指し、ソフト・ハード両面でスポーツを「する」「みる」環境の充実を図ります。また、「スポーツのまち富士市」の具現化に取り組み、スポーツ人口の向上につなげます。

◎各種スポーツ大会・教室の実施

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
成人の週1回以上のスポーツ実施率	43.0%	54%
算出方法：成人の週1回以上のスポーツ実施率のアンケート調査		

《その他の取組》

全国規模の大会やプロスポーツ興行の実施、スポーツ関連情報の発信、総合体育館の整備等

② スポーツをささえる人材や団体の充実

スポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを「ささえる」人材の発掘や育成に取り組むとともに、市民の多様なニーズの受け皿となるスポーツ団体の育成と支援を行います。

◎スポーツ指導者講習会の開催や指導者養成支援

指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
市内在住の有資格スポーツ指導者数	271人	300人
算出方法：市内在住の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者数		

《その他の取組》

スポーツボランティア研修会の開催、スポーツ団体支援

3 施策と指標一覧

施策方針と施策	施策指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進			
1 新たな時代に対応する取組の推進			
①Society5.0に対応する教育の充実	教員のICT活用指導力の状況において、「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	60.2%	100%
②学びの連続性を意識した教育の推進	小中を一貫した教育活動が、子どものよりよい学びと生活につながっていると感じる連携推進員の割合	—	100%
③地域とともにある学校づくり	保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校74.0% 中学校62.5%	小学校100% 中学校100%
2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実			
①SDGs達成に向けた取組の推進	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた生徒の割合	小学生43.8% 中学生35.2%	小学生80% 中学生70%
②特別支援教育の充実	特別支援サポート員等の研修満足度（平均値）	—	4.1
③外国人等の児童生徒への支援	「特別的教育課程」実施の割合	28.8%	70%
④学びのセーフティネットの充実	ステップスクール・ふじを利用した中学3年生のうち、自分なりの進路が見いだせた割合	85.7%	100%
3 安全・安心で充実した教育環境の提供			
①安全・安心な学校施設整備の充実	バリアフリートイレの設置率	36%	80%
②より良い教育環境の維持・整備	長寿命化計画の進捗率	—	100%

施策方針と施策	施策指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
方針2 学びを楽しみ、輝く子どもの姿を実現する学校教育			
1 豊かな心の育成			
①個性を尊重する人間関係づくり	「自分には良いところがあると思う」に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した子どもの割合	小学校80.2% 中学校72.4%	小学校90% 中学校85%
②人権感覚の醸成と道徳的実践力の育成	「人が困っているときは、進んで助けている」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した子どもの割合	小学校86.5% 中学校83.3%	小学校100% 中学校100%
2 確かな学力の向上			
①主体的に学びに向かう力の育成	「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小学生74.7% 中学生68.9%	小学生90% 中学生80%
②習得、活用、探究による学びの深化	「習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」に「よく行った」と回答した学校の割合	小学校11.1% 中学校37.5%	小学校50% 中学校60%
3 健やかな体づくり			
①生活習慣を整えられる子どもの育成	毎日、同じくらいの時刻に寝ていると答えた子どもの割合	小学校77.5% 中学校74.1%	小学校85% 中学校80%
②スポーツを楽しむ子どもの育成	「運動やスポーツをすることが好きか」に「好き」「やや好き」と回答した子どもの割合	小学校92.4% 中学校87.3%	小学校95% 中学校95%
③自ら命と体を守るための安全教育の充実	「緊急時に自分の命を守るために適切な判断と行動をとることができる」と回答した児童生徒の割合	小学校 — 中学校 —	小学校70% 中学校85%
4 頼もしい教職員の育成			
①教職員の資質・能力の向上	「安心して子どもを任せられる学校である」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合	—	100%
②学び続ける機会の充実	「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている」に「よくしている」と回答した学校の割合	小学校48.1% 中学校31.3%	小学校80% 中学校75%
③効果的な教育活動のための働き方改革の推進	「業務改善が進められているか」に「充分進んでいる」と回答した学校の割合	—	60%
5 未来を切り拓く生徒を育成する市立高校			
①探究する精神と姿勢を育む教育活動の推進	「探究学習で学んだことは、普段の自分の生活や将来に役立つと思う」と答えた生徒の割合	85.5%	95%
②生徒の夢実現への支援と充実	自分の思い描いていた進路を実現できたと回答した生徒の割合	—	80%
③地域ネットワークを活用した教育活動及び学校運営の推進	地域社会や大学、行政、企業等と連携して実施した授業や学校行事数	14件	20件

施策方針と施策	施策指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和8年度】
方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成			
1 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進			
①生涯を通じた学びの場の充実	講座を受けたことによって、学ぶ意欲が高まった参加者の割合	—	60%
②地域ぐるみの社会教育の推進	講座を受けたことによって、富士市・地域の魅力や課題を知ることができた参加者の割合	—	60%
③新たな時代を生き抜く次世代の育成	体験交流事業参加者の満足度	92.4%	100%
2 市民の学びの場である図書館の充実			
①生涯にわたる読書習慣の推進	一人当たりの図書貸出数	7.2点	8.2点
②本・人・地域をつなぐ人材育成	ボランティア養成講座の参加者数	147人	200人
3 こころ豊かな市民文化の創造			
①芸術文化の振興	文化会館（ロゼシアター）年間利用者数	344,087人	450,000人
②文化財の保存と活用	文化財普及活動に参加した人数	553人	700人
③学びの場である博物館の充実	博物館資料を活用した学習支援の件数	110件	165件
4 生涯スポーツの推進			
①する・みるスポーツの推進	成人の週1回以上のスポーツ実施率	43%	54%
②スポーツをささえる人材や団体の充実	市内在住の有資格スポーツ指導者数	271人	300人

第2章 各種計画との連携

1 主な関連計画

本市では、「第六次富士市総合計画」において目指す都市像を定め、その実現のため、法令等を根拠に様々な計画が策定されています。これらの各計画との連携を図りながら、「ふじの教育」基本目標である「明日を拓く 輝く『ふじの人』づくり」を広く進めていきます。

第六次富士市総合計画

【計画の目的】 市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを実現するため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

【教育振興基本計画との関連】 「基本目標2 次代を担うひとを育むまち」において、教育環境の充実、持続可能な社会の担い手となる人材の育成、生涯にわたって、学び続けられる環境づくりを進める。

第二次富士市子ども・若者育成支援計画

【計画の目的】 すべての子ども・若者が健やかに成長し、心豊かに自立した生活を営むことができる地域社会を実現するため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

【教育振興基本計画との関連】 富士市教育振興基本計画に示された基本理念等の考え方を具現化していくための部門別計画と位置付けている。すべての子ども・若者の育成支援に関する基本的な方針や計画の体系、進むべき施策の方向性を示す。

第三次富士市スポーツ推進計画

【計画の目的】 だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも、スポーツを楽しみ、生涯スポーツの推進、人材の育成、スポーツ施設等の整備・活用等の施策を展開するとともに、「する」「みる」「支える」スポーツの好循環を生み出していくため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

【教育振興基本計画との関連】 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成における生涯スポーツの推進について、具体的施策を示す。

富士市文化推進基本計画

【計画の目的】 ころ豊かな社会を実現するための本市における文化振興の基本となる計画であり、文化振興の基本的な考え方や計画の体系、進むべき施策の方向性を示したため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

【教育振興基本計画との関連】 富士市教育振興基本計画の基本理念を具現化していくための分野別の計画。生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成における、ころ豊かな市民文化の創造に向けて、具体的施策を示す。

第三次富士市子ども読書活動推進計画

【計画の目的】 「子どもが本と出会い、読書を楽しむまち ふじ」の基本理念を具現化するため。

【計画の期間】 令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）

【教育振興基本計画との関連】 富士市教育振興基本計画の基本理念を具現化していくための分野別の計画。次世代を担う子どもの育成において重要な読書活動を推進するための、具体的施策を示す。

第二期富士市子ども・子育て支援事業計画

【計画の目的】 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため。

【計画の期間】 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

【教育振興基本計画との関連】 「子どもが健やかに育ち安心して子どもを生み育てることができるまち ふじ」を目指し、教育の質の向上、子育て支援と育児環境の整備、多様な生き方・働き方の支援のための環境整備等、子どもの健やかな成長や家庭での子育てを支えていく。

富士市子どもの権利条例

【条例の目的】 全ての子どもが子どもの権利を侵害されることなく、命を守られ、自分らしく生き、成長及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため。

【教育振興基本計画との関連】 教育活動全般にわたって、子どもの権利は保障されることから、教育振興基本計画を含め、子どもに係る全ての施策は、この条例を前提として実現される。